

令和2年度第3回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(長野市版子ども・子育て会議)
会議要旨

- 開催日時 令和3年2月18日(木) 午後1時30分から午後3時まで
- 開催場所 長野市役所第二庁舎10階 講堂
- 出席委員 水口会長、宮下(弥)副会長、塚田委員、塚原委員、峰川委員、重野委員、青柳委員、田中委員、西尾委員、水野委員、市川委員、白鳥委員、中村委員、村田委員
- 欠席委員 和田委員、木原委員、宮下(孝)委員
- 事務局出席者 広田こども未来部長、池田こども未来部次長兼こども政策課長、河西子育て支援課長、島田保育・幼稚園課長ほか
- 傍聴者 なし
- 報道機関 1社

発言者	内容
	1 開会
会長	2 挨拶
会長	<p>3 議事</p> <p>長野市放課後子ども総合プラン延長時間の利用者負担の見直しについて</p> <p>前回の会議では、事務局からの説明の後、委員の皆様からご意見をいただくとともに、利用料金の見直しについての具体的な論点や案を事務局から示していただき、協議を行った。</p> <p>事務局から示された論点を改めて整理すると、1点目は、施設ごとに一律としている料金体系の見直しの必要性について、2点目は、利用料金の引き上げの必要性について、3点目は、利用料金を引き上げるとすれば、金額をどの程度にするか、4点目は、料金体系を見直し、利用料金を引き上げるとすれば、時期をいつとするか、の4点となる。</p> <p>本日の議論を円滑に進めるため、前回会議でいただいた意見とともに、議論のポイントについて、事務局と相談の上、資料としてまとめて本日お示ししてある。資料の説明を、事務局からお願いしたい。</p>
事務局	資料1に基づき説明
会長	本日の会議については、資料の「② 議論のポイント」を1点ずつ議論し、整理していく形で進めていきたいと思うが、よろしいか。
委員	了承

発言者	内容
会長	1点目、施設ごとに一律としている料金体系の見直しについては、30分しか利用を希望しない場合も1時間の利用料金を負担せざるを得ないという現状について、前回事務局から説明があった。利用者の負担感や制度の使いにくさを解消するという観点から、利用する時間に応じた従量制の料金に見直しが必要という考え方があったが、いかがか。
委員	施設ごとに一律というのは、施設によって違いがあるのか。時間を30分ごとに変えるということが見直すということの趣旨でよろしいか。
事務局	現在の料金体系が、30分延長施設は350円、1時間延長施設は700円という設定になっている。1時間延長施設で30分しか利用しない場合でも一律1時間の利用時間となり、一つの施設の中では二つの時間は選べない状況である。1時間まで開館時間を延ばすと、必ず全員が1時間分の負担をいただくという制度設計が非常に分かりにくくなっている。
委員	施設によって延長時間が30分と1時間のところが一律になっていて、それを時間ごとという形に見直すという考えでよろしいか。
事務局	希望される時間を選べる形にしたいということである。
委員	基本時間と基本料金については従来どおりということでもよろしいか。基本料金も含めた30分ごとの従量制にするということではなく、延長時間に限ってということでもよろしいか。
事務局	放課後子ども総合プランの利用料金については、通常の時間帯の設定と延長時間の設定がある。今回は延長部分についてのみ見直しの審議をお願いしている。30分ごとというのも延長部分のみである。
委員	通常の時間帯の料金が減免されている方には、延長料金についても同じ減免が適用されるということでもよろしいか。
事務局	延長時間についても同じ率の減免を適用している。
会長	料金体系については、見直しが必要ということでもよろしいか。
全員	了承
会長	2点目、利用料金の改定については、放課後子ども総合プラン事業の充実や、負担の公平性確保という観点から、引上げが必要という事務局の考え方に対し、前回会議でも反対の意見はなかったが、改定が必要という考え方でよろしいか。

発言者	内容
全員	了承
会長	<p>3点目、改定する場合の金額については、前回会議で事務局から激変緩和措置を適用した場合の上限である、30分当たりひと月525円が目安という考え方が示された。本日の資料では、いずれも上限額の525円から緩和して、案1は10円未満を切り捨てた30分当たりひと月520円、案2は100円未満を切り捨てた30分当たりひと月500円としている。これについていかがか。</p>
委員	<p>保護者には、520円よりも100円未満を切り捨てた500円という月額の方が分かりやすいと思う。また、今の経済や社会の状況を考えると、福祉サービスという面でも上限よりも少し下の方が納得していただき理解を得やすいと思うので、500円が良いのではないか。</p>
委員	<p>激変緩和というのは、最終的な金額まで上げると激しく変わってしまうので途中までということで、永遠に上げていくという意味か。</p>
事務局	<p>市で策定している基準では、運営コストの2分の1を負担いただくのが上限である。現在のコストがおよそ2,000円掛かっている。リミットとすればおよそ1,000円が目安であり、そこまでは激変緩和を繰り返しながら上げていくというのが基準である。</p>
委員	<p>例えば今回500円で、次回は700円という形で1,000円に近づけていくということか。</p>
事務局	<p>例えば今回500円になったとしても、1,000円までは差がまだあるので、次回も激変緩和を適用するとするならば、リミットは750円になると考えている。</p>
委員	<p>500円、520円という2つの案は、現行から150円上げるか170円上げるかということである。料金を改定することに異を唱えるつもりはないが、その中でサービスの向上という話がある。論点がずれてしまうが、サービスの向上として何をするかということが明確でないと、値上げはしたが全然変わっていないと言われることが危惧される。料金を変えたなら変えたなりのサービスの向上を是非行っていただきたい。</p>
事務局	<p>今回、スタンスとしては、いただいていない部分を埋めていただくという部分があるが、サービスという面では、例えば、空調、トイレ等施設の部分の整備であるとか、今後は、児童の来所管理をカードで確認できる形にして保護者にも安心して利用していただけるようにしていくという部分が出てくると思っている。サービス面の向上につながるものをお示ししていけるようにしたい。</p>
委員	<p>実際は、ある程度期間を決めて施設を利用すると思う。例えば、保護者に一番</p>

発言者	内容
事務局	<p>関心があるのは自分の子どもを預けているときで、利用をやめればその後は関心がなくなっていく可能性がある。今後料金を改定する場合に、見込みとしてどのくらいの頻度で行うイメージなのか。頻回だとあまり好ましいことではないだろうし、ある程度先の見通しを立てた上で改定した方が良いのではないかと。</p> <p>市の基準では、原則として3年ごとに見直すと定められている。通常時間の利用料金についても本来今年で3年経過するので、令和3年度からの引上げを検討すべき時期になっていたが、昨年度の東日本台風災害、更に今年度にかけての新型コロナウイルス感染症ということで、値上げをする状況にないという判断から見送っている。</p>
委員	<p>案として520円を挙げている根拠が、上限が525円だから520円を挙げているのか、それとも、施設等を充実させていくために予算組みをしていくと500円では足りないのでは520円という案を出したのか。</p>
事務局	<p>どちらかという上限額を見ながら、ということである。不足する分を埋めるというスタンスであるならば、上限額ぎりぎりまで引き上げるというのが原則だと思うが、福祉サービスとして行っていく中で、こういった金額が利用される方にご理解いただきやすいかという点も考慮しながら定めるという考え方を、市としても持っているというところである。</p>
会長	<p>30分当たりひと月500円が適当ということにしたいと思うがいかがか。</p>
全員	<p>了承</p>
会長	<p>4点目、料金体系の見直し、利用料金改定の時期について、前回会議では事務局から、保護者からの要望を早期に実現するため、最短では今年の10月という考え方と、事務手続き等を考えると年度・学年の切り替わりである4月という考え方が示された。本日の資料では、案1として今年の10月、案2として学年の切り替え時、来年の4月ということを示しているが、これについてはいかがか。</p>
委員	<p>先ほど料金の話があったが、平成24年に延長料金が導入されたときは1か月350円でかなり安いという感じがあった。今回、30分当たり500円、1時間では1,000円という形にしていくということである。</p>
委員	<p>日々子どもの面倒を見て、保護者と対応している現場サイドから言うと、年度の途中で切り替えて保護者へ説明するというのは、非常に負担が大きい。4月の年度更新に併せて今の子ども達の受付を行って、新1年生の受付もする。その時に延長の申込みも受け付けるので、料金についても説明する形が大変ありがたい。年度の途中で改定すると、周知した、しないという話も出てくる。</p>
委員	<p>延長の時間については、夏休みだけ朝の30分早くするなど月ごとに登録でき</p>

発言者	内容
	<p>るということであるし、通常時間の料金は令和3年度は変わらないということなので、延長したい月だけ料金が今度はこちらだけになるという説明であれば、それほど現場も混乱しないのではないかと考えていた。できることなら早く改定した方が良く思っている。</p>
委員	<p>案1の10月というのは何を根拠に出したものなのか。早めにするなら令和3年の4月は無理なのか。</p>
事務局	<p>料金については、社会福祉審議会から答申をいただいた後に条例の改正を行う必要がある。条例改正は、市議会の定例会がある6月や9月というタイミングになる。答申をいただいた後、直近の議会は6月になるが、周知期間を用意する必要がある。通常3か月から6か月くらいの期間は確保するということがあり、最短でも10月という考え方である。1月では、残り3か月間だけのところで変えることで混乱が生じてしまうので、区切りとすれば半年で10月か4月かということでお示ししたところである。</p>
委員	<p>施設では4月からの延長利用について利用する月、しない月を保護者に確認して申込みを受け付けている。保護者の都合で、年度の途中で、当初は利用しない月だったけれど利用する、あるいはその逆も出てくる。そうすると、やはり年度の初めに料金の説明をしておいた方が良く。料金の改定について保護者に説明する際、周知期間も含めて年度で切り替えていただいた方が混乱しない。そこは是非お含みいただいて、できるだけ現場で保護者に対応しやすい形にしていきたい。</p>
委員	<p>サービスの充実を図るということで、サービスを変えてから料金を上げる方が説得力がある。その点、例えば空調の問題をクリアするとか、個人の出欠を管理できるというのは、この案1、2に対応できるから10月という時期を挙げているということによろしいのか。</p>
事務局	<p>現在、新年度の予算を組んでいるところであり、施設との調整が必要になってくる部分もあるので細かいところまではお話できないが、ある程度そういったものも織り込みながら準備は進めている。委員がおっしゃるようなお答えができる形は確保したいと考えている。</p>
委員	<p>サービスを向上すると言っておいて、料金を上げてサービスが変わっていないというのは利用者の理解を得られない。その辺りを明確に示せるような形にしておかないと、いざ間に合わなかったということになると色々言われる方もいるので、そこだけは配慮をしていただきたい。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりであるので、その点十分注意しながら進めたい。</p>
委員	<p>料金を改定する時期について、各地区のプラン運営委員会とは話をしている</p>

発言者	内容
事務局	<p>のか。</p> <p>施設の時間の延長については各地区の運営委員会と話をしているが、料金については全く話はしていない。いつ改定する、金額をいくらにするというのは審議会から答申をいただいて決定していく形になるので、地区へ話すのはその後である。</p>
委員	<p>地区への話がまだということは、一定の周知期間が必要になっている気がする。6月議会、9月議会で改正して10月から値上げするのは、保護者に対しての説明や各地区の運営委員会への周知も忙しいと思うので、年度替わりの時で良いと思う。</p>
事務局	<p>先ほど周知期間を3か月から6か月というお話をさせていただいた。10月の場合だと6月議会で決定し3か月の周知期間、4月とする場合には9月議会でお諮りした上で6か月間の周知期間、というイメージになる。</p>
委員	<p>例えば料金改定というのは利用する家庭にとっては非常に話題になりやすい、関心を持ってもらえるところである。中にはマイナスにとらえる方もいるかもしれないが、ただ単に料金を上げたというよりも、今までの事業内容で良いのかとか、預けるに値するものなのかとか、色々な議論になっていくという意味ではチャンスととらえることができる。あえて年度途中にした方が当事者意識は高い。4月切替えだと学年で当事者が変わることもあるので、円滑にということであれば年度替わりがすっきりすると思っている。発信する意図はどの辺りに重きを置かかということを考える必要がある。</p> <p>この1年間を振り返ってコロナ禍をイメージすると、やはりマイナスな話題が多い中、またここで負担が増えるというのは心情的には結構ダメージがあるのではないかと。今後も各家庭の負担が続くということ想定すると、やはり今年の10月というのはやや厳しい印象である。</p>
事務局	<p>延長登録はおよそ4割あるが、19時まで利用したいという意向はアンケートでは6パーセント程度と非常に少ない方の利用を想定している。インパクトという意味では、恐らく今後、通常時間の利用料金2,000円をどうするかという議論が、いずれそう遠くない時期に出てこざるを得ないものと考えている。議論をいただけるとすれば、その料金について検討するところで一緒に行っていただく方が良く考えている。今回に関しては、延長をご利用いただく部分に特化したものということでの議論と考えている。通常時間の料金の見送りを行っているというのも、こういった情勢の中でということもあり、あえて来年4月という案を出したというのも心情的な部分を踏まえてのものである。福祉サービスで実施しているという部分もあり、そのところを市としても考慮して時期をお示ししたということもあるので、ご配慮いただければと思う。</p>
委員	<p>保育園の現場を預かっている者としても、料金改定はものすごくシビアであ</p>

発言者	内容
	<p>る。令和元年10月に幼児教育・保育の無償化があり、年度の途中で切り替わった。給食の材料費だけは個別徴収という形で制度が大きく変わった。保育料が無料になった代わりにそれだけはお願いといる形だから特に大きな意見はなかったが、例えばこれまでの保育料にプラスして、今までもらっていなかった食材費をいただくとなると、とんでもないという話になる。先にサービス、質の向上があつて、それに伴つて後から料金値上げをお願いするというのは、とても納得できるところだと思ふ。そうでないと、厳しい意見というのは現場に来る。心理的な負担を現場にかけてしまうことにもなりかねないので、そこは是非配慮いただきたい。</p> <p>説明するに当たっては、総事業費が9億7千万円ほど掛かっているということであるが、細かいところまではいらないので、コストについてしっかりと説明することが重要である。事業の充実、質の向上等環境整備を含めて、こういう計画を進めていくということを明示しないと、色々なご意見が出てくると思ふ。</p> <p>質の向上、サービスの充実を考えていった場合には、総コストがまた膨らんでいって、結局いつまでたつても追いつかないという話になる。例えば企業から協賛をお願いするというのはどうか。広く地域、企業を含めて市全体で子ども達の育ちを支えていくという指針があると、そういったことも考えられるのではないか。利用者負担が半額までという形であれば、残りを行政だけでなく、いろいろなところで支えるようなアイデアもあつて然るべきである。今回ということではなく、3年ごとの見直しということなので将来的に考えていただいても良いかと思ふ。</p>
会長	<p>色々のご意見をいただいた。令和3年10月というご意見にも確かにそうだとするところはある。一方、学年の切替え時、令和4年の4月というところにも良さがある。全体的には、制度の特性として福祉的なサービスというところであるとか、上げるからにはサービスを事前に向上させておかないと理解が得られないという意見が出るということが予想される、周知には一定の期間が必要だろうというところで、それぞれの考え方が納得のいくものだが、総体として考えるときに案2の学年の切替え時とするのも一つの良さではないかと思ふ。</p>
委員	<p>今回は延長料金のみのお話であるが、通常料金はいつ見直しを考えているのか。</p>
事務局	<p>本来であればこの4月だったが、見送っている状況である。明確にいつという結論は出ていない。ただ、それほど先送りにはできない。今後1、2年の間には検討せざるを得ないと思つている。</p>
委員	<p>延長料金だけ先に上げて、通常料金を後から上げるということになると、説明がつかなくなるのではないかとすることを危惧する。施設の充実という話をするのならば、延長料金だけ上げるよりも、一緒に上げる方が説得力があるのではないか。令和4年4月というのが良い切り口なら、通常料金と延長料金を両方、こういう充実を図るために上げるという方が理解できると思ふ。今回施設の充実ということだけで延長料金のみを上げるとなると、通常の間帯はどうなの</p>

発言者	内容
事務局	<p>かという話にならないか。</p> <p>委員のおっしゃるとおりで、これから施設の充実など様々なことに取り組んでいくところである。今回は、延長を希望されている方々にいかに対応していくかという中で、この時間帯のコストは今、通常とは別枠で設定しており、それに見合った負担をいただきたいという趣旨で前回ご説明したところである。サービスの充実という部分の出し方については、慎重に考えていきたいと思っている。通常時間の料金の見直しの際には影響を受けられる方がかなり増えることになるので、そちらの方でサービスの上乗せなり充実なり、ご理解いただくための内容を相当出していかなければならない。それと今回のこととは、少し趣旨が異なると思っている。</p>
委員	<p>今現在、施設によって、例えば15分利用しても1時間料金取られる人がいるということである。それは個人に対しての不公平感が強いので、だから30分単位にするということである。15分とか20分しか預けていない人が1時間取られているという、そこはやはり早く改善するべきであると思う。もし料金を改定しなくても30分単位での請求にできるなら年度を先に送っても良いと思うが、本来であれば350円しか払わなくて良い人たちが月700円払うということがもう1年間続くのであれば、不公平感は強いのではないか。せめて料金体系を変えなくても従量制に近いようなものにしていくという変更はできないのか。</p>
事務局	<p>延長料金の設定、今700円という部分についてはできるだけ早く解消したいのは当然である。ただ、現実として今1時間延長している施設が4つしかないということがある。その中で利用している方も少ない状態での料金設定である。これで延長時間を延ばす施設を拡大していくと影響が非常に大きくなっていくが、まだそこまで至っていない状況である。例えば全ての施設が実施しているならすぐやっていくべきだという議論もよく分かる。料金に関しては、コストに対して負担いただくべき基準があり、それに対して今いただいているものをいただいでいくという議論である。かつ、平成24年に設定して以降一度も改定していない中で、見直しが必要だろうということでご説明している。そうは言っても、利用される方々に見れば、サービスが何も上がらないのに料金が上がるのは変だという話になるだろうという懸念も当然である。そこを考慮しながら進めていくことになるので、説明の仕方は十分注意をしたい。</p> <p>延長料金に関しては、延長時間をお使いになられる方にとってメリットがあるのかどうかという説明が必要になると思うので、そういった部分も考えながら進めていきたい。保育園の時期は預けられる時間が長くて、小学校に入ると短くなってしまいうギャップがあるというところで、保護者が勤務形態を変えることがなかなか難しい中で利用せざるを得ないということもあり、延長に対する要望は非常に強い。仕事を辞めなければならない、パートになってしまうので困る、という声がある中で、保護者の理解は比較的高いところである。通常時間の料金を上げていくときには、サービスについての議論が恐らく出てくると思うので、そちらを考慮しながら今回は説明をしたいと考えている。</p>

発言者	内容
会長	<p>改定するかしないかという議論で、改定するという事で合意形成がなされたわけだが、資料に事務局の考え方として事業・サービスの充実と確かに掲げられているが、先ほどの話があったように負担の公平性を是正するという事も考え方に入っている。もちろんサービスのところもそうだが、並列で記載されている不公平をなるべく公平にというところも必要なポイントだと思う。両輪の2つともやはり大切なところかと思う。</p>
事務局	<p>不公平感の是正ということでは今会長からお話があったところであるが、事務局の考え方の中に事業の充実と入っている点について、この部分を適切な表現に変えるということによろしければ、改めてここを作り直す形にしたい。</p>
委員	<p>勘違いしていた部分があるが、資料を見ると、公平性というのは非常に納得の部分であるし、一番大事になってくるのは実態に即すということである。現状に合わせて改正するのがどうかということである。実際に30分しか延長を使っていない人がほとんどということを見ると、現状に合わせて、実態に即した形に制度設計するということになる。公平性の観点であるとか、しっかり説明すれば、利用者も自分たちの現状に合わせての内容だと、引上げとか改正という言葉に引っ張られないのではないか。</p>
事務局	<p>今掛かっているコストに対してどうかという部分の実態ということかと思う。今回、事業の充実という形で出した意図が非常に伝わりにくかったが、一番は人件費を含めてなかなか人が確保できない中でどうしようかというところがあった。今、延長したくてもできないというのもある。預けていただくためには、預かる人を確保しなければならないという中で、更に夜間まで子どもをお預かりすることになるので、そういったことも含めた事業の充実であった。具体的なものが書いていないということかと思うので、この辺りの説明を十分丁寧にできるように考慮したい。</p>
会長	<p>負担の公平性ということは大切なことで、この是正は早ければ早い方が良いという側面はある。その点では令和3年10月という案1というのは妥当性があると思う。現実的に実施するとした時には、周知の期間とサービスの向上がまず先で、それに伴って金額の改定がこうなるとすることによって、利用者に説明しやすくなるというところである。</p> <p>大変活発な意見をいただいた。全体的に議論を総括すると、時期については、学年の切替え時、令和4年4月を結論とするということによろしいか。</p>
全員	<p>了承</p>
会長	<p>本日の議論の結果を整理する。 施設ごと一律に設定している料金体系については見直しが必要、利用料金に</p>

発言者	内容
全員	<p>については改定が必要、見直し後の金額については、30分当たりひと月500円とすることが適当、料金体系の見直しと利用料金の改定の時期については学年の切り替え時、令和4年の4月とすることが適当ということで、これで本分科会としての一定の結論が出たことになるが、よろしいか。</p> <p>了承</p>
<p>会長</p> <p>事務局</p> <p>会長</p> <p>全員</p> <p>会長</p> <p>全員</p>	<p>今後の進め方について、事務局で案はあるか。</p> <p>本日、分科会としての議論に一定のまとめまで進めていただいた。最終的には社会福祉審議会本会への報告として取りまとめ、会長からご報告いただくことになる。通常の流れとしては、報告文案を作成し委員の皆様にご確認いただいた上で決定することになるが、本日の会議で一定の結論をいただいている状況を踏まえると、次回の会議は主に報告文案の確認のみになると思われる。コロナ禍ということもあり、報告文案は正副会長とご相談した上で事務局で作成させていただき、委員の皆様にお集まりいただくのではなく、書面をお送りしてご確認いただくという方法も一つかと考えている。</p> <p>次の段階として、分科会としての報告文の作成、決定が必要になる。事務局から書面での確認という方法の提案があったが、いかがか。</p> <p>異議なし</p> <p>報告文案については、私と宮下副会長、事務局で相談の上作成して、皆様にご確認いただけるようお送りする。その上で、修正等があった場合の最終の報告文作成については、私と宮下副会長に一任いただくということにさせていただきたいと思うが、よろしいか。</p> <p>了承</p>
	4 その他
	5 閉会